

日バス協企労第353号
令和元年11月28日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一

令和2年就労条件総合調査の実施についての協力依頼について

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省賃金福祉統計官より主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として、平成12年度以降毎年実施している令和2年就労条件総合調査の協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者が本調査の対象事業者（産業別、規模別に常用労働者30人以上の民営企業6,400社から無作為に抽出）として、厚生労働省から調査の協力依頼があった場合には、円滑な調査実施に何卒ご協力いただけますようお願い申し上げます。

担当：企画・労務部 田知花
電話：03-3216-4015





政統賃発 1122 第 1 号
令和元年 11 月 22 日

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一 様

厚生労働省賃金福祉統計官



令和 2 年就労条件総合調査の実施についての協力依頼について

厚生労働省において実施しております就労条件総合調査につきまして、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、主要産業における企業お労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国も民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として、平成 12 年度以降毎年実施しております。

本調査の結果は、労働政策審議会などの検討資料や「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に用いられ、また、労働経済白書をはじめとする分析等に広く活用されているほか、年次有給休暇の取得率等の社会的関心が高い事項を調査しており、非常に重要な調査となっております。

本年も別添 1「調査の内容」及び別添 2「調査票」に基づき来年 1 月に実施いたします。つきましては、本調査実施の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌等で広報文の掲載をお願いできましたら参考までに原稿を用意いたしましたので、掲載いただくなど本調査の周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付
参事官付 賃金福祉統計室 就労条件係 高橋
電話：03-5253-1111 内線 7639
syurou@mhlw.go.jp



調査の内容

1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）〕

(3) 企業

事業所母集団データベース（平成29年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者30人以上を雇用する民間企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約6,400社。

3 調査の時期

令和2年1月1日現在の状況について調査を行う。ただし、年間については、平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）1年間の状況について調査を行う。

4 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項

5 調査方法

厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、民間事業者に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により提出する方法により実施する。

6 調査系統

厚生労働省－民間事業者－報告者

7 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室において集計を行う。

1-5以降の設定はすべて「1-4 全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者を除く。)」について記入してください。

5 次に掲げる業務のうち、貴社で従事する労働者がいる業務に該当する番号を、すべて○で囲んでください(ただし、資格を有する者がいても、その業務に従事していない場合は該当しません)。

01	新商品又は新技術の研究開発等	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	11
02	情報処理システムの分析又は設計	学校教員法に規定する大学における教授研究	12
03	記事又は放送番組の取材又は編集	公認会計士	13
04	デザイナー	弁護士	14
05	プロデューサー又はディレクター	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)	15
06	コピーライター	不動産鑑定士	16
07	システムコンサルタント	弁理士	17
08	インターネットコーディネーター	税理士	18
09	ゲーム用ソフトウェアの創作	中小企業診断士	19
10	証券アナリスト	事業運営の企画、立案、調査及び分析	20

II 労働時間制度

1 所定労働時間(休憩時間、残業時間は含みません。)

(1) 就業規則等で定められた1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入してください。

1日の所定労働時間	時間	分	8
週所定労働時間	時間	分	9

本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されている所定労働時間を記入してください。

(2) 労働時間の定めない者のうち、監督又は管理の地位にある者の人数を記入してください。

(1頁裏面参照)

監督又は管理の地位にある者の人数	千	人	10
------------------	---	---	----

当項目と(3)「適用労働者数計」の計は1頁1-4の「常用労働者数」と一致する場合はそれより少ない場合があります。

(3) 週所定労働時間別に適用労働者数を記入してください。

監視又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、労働時間の定めない者は除外してください。
次の「2 週休制」においても同様に除外してください。

週所定労働時間	時間分	時間分	適用労働者数
～ 34:59			人
35:00 ～ 35:59			人
36:00 ～ 36:59			人
37:00 ～ 37:59			人
38:00 ～ 38:59			人
39:00 ～ 39:59			人
40:00			人
40:01 ～ 42:00			人
42:01 ～ 44:00			人
44:01 ～			人
計			人

この2つの欄(1(3)の計と2の計)は一致します。
また、1頁1-4の期間を定めずに雇われている常用労働者数と一致する場合とそれより少ない場合があります。

2 週休制

週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。

週休制の形態	適用労働者数
週休1日制又は週休1日半制	人
何らかの週休2日制	人
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度(注1)	人
完全週休2日制	人
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度(注2)	人
計	人

(注) 1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等をいいます。
2) 月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいいます。

3 年間休日総数 (2頁裏面参照)

年間休日総数は何日ですか。また、その休日日数が適用される労働者数は何人ですか。

年間休日総数	日	25	人	26
適用労働者数	千			

本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されている休日日数を記入してください。

4 年次有給休暇 (2頁裏面参照)

(1) 平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間における年次有給休暇について、男女計と女の別に記入してください。なお、企業全体についての記入が困難な場合は、常用労働者数の最も多い事業所について記入してください。

① 平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)中に年次有給休暇の取得資格のある労働者数	千		人	27
うち女	千		人	28
② 年間延べ付与日数(繰越日数を除く。)	百万		日	29
うち女	百万		日	30
③ 年間延べ取得(消化)日数(注)	百万		日	31
うち女	百万		日	32

(注) 時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

(2) 年次有給休暇を計画的に付与する制度がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

制度がある	1	年間を通じて、計画的に付与する年次有給休暇は1人当たり何日ですか。	日	34
制度がない	2			

(3) 年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

制度がある	1	年間を通じて、時間単位で取得できる年次有給休暇は1人当たり何日ですか。	日	36
制度がない	2			

5 特別休暇制度 (2頁裏面参照)

次の特別休暇制度がありますか。制度がある場合には、賃金の支給状況について該当する番号を1つ○で囲んで、「1回当たり最高付与日数」及び「年間の最高付与日数」を記入してください。また、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間の利用状況について該当する番号を1つ○で囲んでください。

特別休暇の種類	賃金の支給		1回当たり最高付与日数(注1)(注2)	年間の最高付与日数(注2)	平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間の利用の有無		
	有給全部	無給一部			有	無	
① 夏季休暇	1	2	3	日	1	2	40
② 病欠休暇	1	2	3	日	1	2	45
③ リフレッシュ休暇	1	2	3	日	1	2	49
④ ボランティア休暇	1	2	3	日	1	2	54
⑤ 教育訓練休暇	1	2	3	日	1	2	59
⑥ 上記以外で1週間以上の長期の休暇(注3)	1	2	3	日	1	2	64

休暇の名称を記入してください。

6 変形労働時間制 (2頁裏面参照)

変形労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

変形労働時間制採用の有無	適用労働者数
1 年単位の1変形労働時間制	人
2 月単位の1変形労働時間制	人
3 週単位の1変形労働時間制	人
4 フレックスタイム制	人
5 採用していない	人

7 みなし労働時間制 (3頁裏面参照)

(1) みなし労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

みなし労働時間制採用の有無	適用労働者数			
採用している	1	2	3	4
採用していない				
	71	72	73	70

〔上記(1)で「2 専門業務型裁量労働制」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。〕

→ (2) 専門業務型裁量労働制が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

01	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	11	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発
02	学校教育法に規定する大学における教授研究	12	学校教育法に規定する大学における教授研究
03	公認会計士	13	公認会計士
04	弁護士	14	弁護士
05	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)	15	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)
06	不動産鑑定士	16	不動産鑑定士
07	弁理士	17	弁理士
08	税理士	18	税理士
09	中小企業診断士	19	中小企業診断士
10	証券アナリスト		

74

8 高度プロフェッショナル制度 (3頁裏面参照)

(1) 高度プロフェッショナル制度を採用していますか。該当する番号を○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

高度プロフェッショナル制度採用の有無	適用労働者数			
採用している	1	2	3	4
採用していない				
	75	76		

〔上記(1)で「1 採用している」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。〕

→ (2) 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
2	資産運用(指図を含む。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
3	有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
4	顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
5	新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

77

9 勤務間インターバル制度 (注1) (3頁裏面参照)

(1) 平成31年・令和元年1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が、11時間以上空いている(注2)労働者はどれくらいいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

全くない	ほとんどない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の3分の4程度いる	ほとんど全員	全員
1	2	3	4	5	6	7

78

(2) 勤務間インターバル制度を導入していますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

1	2	3
導入している(注3)	導入を予定又は検討している	導入予定はなく、検討もしていない

79

(3) 実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることと、している具体的な時間を記入してください。最も短い間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の時間を記入してください。

時間	分

80

(4) 勤務間インターバル制度を導入していない(しなかった)理由について、該当する番号をすべて〇で囲んでください(なお、当該制度を知らなかった場合には、「当該制度を知らなかったため」のみに〇をつけてください)。

1	2	3	4	5	6
夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要のため	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため	当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	その他	当該制度を知らなかったため

81

Ⅲ 賃金制度

1 時間外労働(注1)の割増賃金率(4頁裏面参照)

[休日労働、深夜労働は含みません。また、職種などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されているものを記入してください。]

(1) 時間外労働の割増賃金率(1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は除く。)について、就業規則等で定めていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。また、定めている(注2)場合は、どのように定めていますか。該当する番号を1つ〇で囲み、「一律に定めている」場合は割増賃金率を記入してください。

1	2
定めている(注2)	定めていない

82

1	2
一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている

83

割増賃金率	%

84

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

① 貴社は中小企業(注3)に該当しますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。なお、中小企業に該当するかの判断は、4頁裏面(注)を参照してください。

1	2
中小企業(注3)に該当する	中小企業に該当しない

85

② 就業規則等において、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。また、定めている(注4)場合は、割増賃金率を記入してください。

1	2	割増賃金率	%
定めている(注4)	定めていない		

86

(4) ^

87

[上記①で「2 中小企業に該当しない」かつ同②で「1 定めている」に〇をつけた企業が]

(3) 代替休暇(4頁裏面参照) 労務協定等において、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する、代替休暇の制度がありますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

1	2
制度がある	制度がない

88

平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間で実際に代替休暇を取得した労働者(注5)は何人ですか。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

89

[上記(3)の回答の有無にかかわらず、下記(4)をお答えください。]

(4) 特別条項付き時間外労働協定(4頁裏面参照) 「特別条項付き時間外労働協定」を結んでいますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。また、結んでいる場合は、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(3か月以内の一定期間に係るものに限ります。)を記入してください。

1	2	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	%
結んでいる	結んでいない		

90

91